○ 経済産業省告示 (案)

に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示を炊のように定める。エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五条第一項の規定に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示

に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成二十一年経済産業省告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

	名	旧				路		坦	海	
別表第5	ベンチマーク指標	及び中長期的に目指す。	べき水準	月	別表第 5	ベンチマーク指標	及び「	中長期的に	こ目指す〜	*き水準
区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準		区分	事業	~	ンチマー	-ク指標	目指すべき水準
1 A	[略]	[略]	[略]		1 A	[略]	[#	各]		[略]
1 B	電炉による普通鋼 製造業(電気炉に より粗鋼を製造し 、圧延鋼材を製造 する事業(高炉に よる製鉄業を除く))	①と②の合計量 ① 電気炉により粗 鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を 粗鋼量にて除した値に、粗鋼量にの.126(単位kl/t)を乗じた値を炉外精錬工程通過に係る固定値(α)に炉外精錬工程通過に	0.150k1/t以下		1 B	電炉による普通鋼 製造業(電気炉に より粗鋼を製造し 、圧延鋼材を製造 する事業(高炉に よる製鉄業を除く))		程ル粗た鋼圧するエオル質にが調値が調性であるエオーを	こ告け使こうオピレエよする用て 普をにギ延りるエ量除 通製お一量粗過ネをし 鋼造け使に	0.143k1/t以下

]	係る粗鋼量を乗		11	l	1		I
		じた値で除した						
		<u>した過じ赤した</u> 値を乗じた値						
		<u> </u>						
		圧延鋼材を製造						
		エ 単列的を表追 する過程におけ						
		るエネルギー使						
		用量を圧延量に						
		ア量を圧延量に て除した値に、						
		圧延量に0.050 (
		<u>圧延量(20.000 (</u> 単位 kl/t) を						
		<u>平岡 (M) の で</u> 乗じた値を品種						
		<u> </u>						
)に品種に係る圧						
		延量を乗じた値						
		で除した値を乗						
		じた値						
1 C	電炉による特殊鋼	①と②の合計量	0.360k1/t以下		1 C	電炉による特殊鋼	①と②の合計量	<u>0.36kl/t以下</u>
	製造業(電気炉に	① 電気炉により粗				製造業(電気炉に	① 電気炉により粗	
	より粗鋼を製造し	鋼を製造する過				より粗鋼を製造し	鋼を製造する過	
	、特殊鋼製品(特	程におけるエネ				、特殊鋼製品(特	程におけるエネ	
	殊鋼圧延鋼材、特	ルギー使用量を				殊鋼圧延鋼材、特	ルギー使用量を	
	殊鋼熱間鋼管、冷	粗鋼量にて <u>除し</u>				殊鋼熱間鋼管、冷	粗鋼量にて除し	
	けん鋼管、特殊鋼	た値に、粗鋼量				けん鋼管、特殊鋼	<u>た値</u>	
	冷間仕上鋼材、特	<u>に0.641(単位</u>				冷間仕上鋼材、特	② 鋼片から特殊鋼	
	殊鋼鍛鋼品、特殊	MWh∕t)を乗じ				殊鋼鍛鋼品、特殊	製品(特殊鋼圧	
	鋼鋳鋼品)を製造	た値を炉容量に				鋼鋳鋼品)を製造	延鋼材、特殊鋼	
	する事業(高炉に	<u>係る固定値(γ</u>				する事業(高炉に		
	よる製鉄業を除く) に炉容量に係				よる製鉄業を除く	ん鋼管、特殊鋼	

)))	る粗鋼量を乗じ))	冷間仕上鋼材、	[1]
	 た値で除した値		特殊鋼鍛鋼品、	
	<u></u> に0.610を乗じて		特殊鋼鋳鋼品)	
	0.390を加えた値		を製造する過程	
	 を乗じた値		におけるエネル	
	② 鋼片から特殊鋼		ギー使用量を出	
	製品(特殊鋼圧		荷量(販売量)	
	延鋼材、特殊鋼		にて除した値	
	熱間鋼管、冷け			
	ん鋼管、特殊鋼			
	冷間仕上鋼材、			
	特殊鋼鍛鋼品、			
	特殊鋼鋳鋼品)			
	を製造する過程			
	におけるエネル			
	ギー使用量を出			
	荷量(販売量)			
	にて <u>除した値(</u>			
	以下「下工程原			
	単位」という。			
)。ただし、次			
	$\mathcal{O}(1)$ $\mathcal{D} \hookrightarrow \mathcal{O}(4)$ $\mathcal{O}(4)$			
	工程を有する場			
	合には、下工程			
	原単位に、(1)か			
	ら(4)に定める値			
	((2)から(4)の			
	値がそれぞれの			
	工程におけるエ			
	ネルギー使用量			

	の実績値を上回		
	る場合には当該		
	工程におけるエ		
	ネルギー使用量		
	の実績値)をエ		
	ネルギー使用量		
	から控除した値		
	をエネルギー使		
	用量で除した値		
	を乗じた値。		
	(1)自由鍛造工程		
	 当該工程におけ		
	<u>るエネルギー使</u>		
	 用量に、当該工		
	 当該工程におけ		
	る一回目の作業		
	の粗鋼装入量を		
	引いた値を当該		
	工程の作業量で		
	除した値を乗じ		
	た値		
	(2)二次溶解工程		
	当該工程におけ		
	る作業量に0.31		
	6 (単位 kl/t		
) を乗じた値		
	(3) 磨帯鋼を製造す		
	る冷間加工工程		
	当該工程にお		
	当成工住にや		11

		ける作業量に0. 166 (単位 kl /t) を乗じた 値 (4)粉末製造と加工 工程 粉末製品 の製造量に0.55 1 (単位 kl/t) を乗じた値					
2~3	[略]	[略]	[略]	2~3	[略]	[略]	[略]
4 A	洋紙製造業(主と して大いプ 大がいの 大がいの 大がいの 大がいの 大がいの 大がいの 大がいの では 大がいの では 大がいの では では では では では では では では では では	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	当該事業における 再生可能エネルギ 一の使用率が72% 以上の場合: 6626MJ/t以下 当該事業における 再生可能エネルギ 一の使用率が72% 未満の場合: (-23664)×当該 事業における再生 可能エネルギー使 用率+23664MJ/t 以下	4 A	洋紙製造業(主と して は大なの は は な は な は は な は な は な は な は な は な は	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	6626MJ/t以下
4 B	板紙製造業(主として木材パルプ、	板紙製造工程におけ るエネルギー使用量	4944MJ/t以下	4 B	板紙製造業(主として木材パルプ、	板紙製造工程におけ るエネルギー使用量	4944MJ/t以下

	ル原紙(ライナー	- した値に、板紙生産 量に7706 (単位 MJ /t) を乗じた値を品 種に係る固定値(δ) に品種に係る生産量 を乗じた値で除した			古紙その他の繊維 から板紙(ライト) の原紙(ライト) の原紙(ライト) の原紙(ライト) の原紙(ライト) のの ので、 のの ので、 のの ので、 のの のの ので、 のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	を板紙生産量にて <u>除</u> <u>した値</u>	
$5\sim 6$ B	[略]	[略]	[略]	5 ~ 6 B	[略]	[略]	[略]
7 A	通常コンビニエン スストアを主とし て運営する事業 (コンビニエンスス トア業 (統計法 (平成19年法律第53 号) 第2条第9項 に規定する統計基 準である日本標準 産業分類に掲げる 細分類5891に定め	当該事業を行っている店舗における電気 使用量の合計量を当 該店舗の売上高の合 計量にて除した値	707kWh/百万円 以下	7	コンビニエンスス トア業(統計法(平成19年法律第53 号)第2条第9項 に規定する統計基 準である日本標準 産業分類に掲げる 細分類5891に定め るコンビニエンス ストアを営業する 事業)	当該事業を行っている店舗における電気 使用量の合計量を当 該店舗の売上高の合 計量にて除した値	845kWh/百万円 以下

	るコンビニエンス ストアを運営する 事業をいう。以下 同じ。)のうち主 として店舗面積が 100㎡以上の店舗 (以下「通常コン ビニエンスストア 」という。)を運 営する事業)						
<u>7 B</u>	<u>小型コンビニエン</u> スストアを主とし て運営する事業(コンビニエンスス トア業のうち主と して店舗面積が10 0㎡未満の店舗(以下「小型コンビ ニエンスストア」 という。)を運営 する事業)	当該事業を行ってい る店舗における電気 使用量の合計量を当 該店舗の売上高の合 計量にて除した値	308kWh/百万円 以下	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
8~11	[略]	[略]	[略]	8~11	[略]	[略]	[略]
12	貸事務所業(統計 法(平成19年法律 第53号)第2条第 9項に規定する統 計基準である日本		1.0以下	12	貸事務所業(統計 法(平成19年法律 第53号)第2条第 9項に規定する統 計基準である日本	ビルのエネルギーを試算して省エネルギー対策適用時の削減効果を比較評価するツールによって算出	15.0%以下

	標準産業分類に掲	一使用量(特殊な工			標準産業分類に掲	される、当該事業を	
	げる細分類6911に	ネルギー使用量を除			げる細分類6911に	行っている事業所に	
	定める貸事務所業	く。) の合計を乗じ			定める貸事務所業	おけるエネルギーの	
	のうち貸店舗業及	た値の各面積区分の			のうち貸店舗業及	削減余地(単位 パ	
	び貸倉庫業を除く	合計を、当該事業を			び貸倉庫業を除く	<u>ーセント)を、事業</u>	
	事業)	行う事業所における			事業)	所ごとのエネルギー	
		エネルギー使用量(使用量により加重平	
		特殊なエネルギー使				<u> 均した値</u>	
		用量を除く。)で除					
		<u>した値</u>					
13~15	[略]	[略]	[略]	13~15	[略]	[略]	[略]

(備考)

- 1 <u>電炉による普通鋼製造業(1B)のベンチマーク指標の固定値は</u> <u>以下の数値を用いること。</u>
 - (1) 固定値(α) 次の(i) 又は(ii) に掲げる場合に応じて、(i) 又は(ii) に定める数値
 - <u>(i) 炉外精錬工程を通過する場合</u> <u>0.132(単位 kl/t)</u>
 - <u>(ii) 炉外精錬工程を通過しない場合</u> <u>0.117(単位 kl/t)</u>
 - (2)固定値(β) 次の(i)から(viii)までに掲げる製品に応
 - じて、(i)から(viii)までに定める数値
 - <u>(i) 異形棒鋼</u> <u>0.040(単位 kl/t)</u>
 - <u>(ii)線材</u> <u>0.061(単位 kl/t)</u>
 - (iii) 平鋼 0.080 (単位 kl/t)
 - <u>(iv) 形鋼 0.064 (単位 kl/t)</u>
 - <u>(v) H形鋼 0.063 (単位 k1/t)</u>
 - <u>(vi) 鋼板</u> <u>0.065 (単位 kl/t)</u>
 - (vii) 角鋼 0.072 (単位 k1/t)

[新設]

- <u>2</u> 電炉による特殊鋼製造業 (1 C) のベンチマーク指標の固定値 (γ) は、次の算定式により求めること。ただし、炉容量が25t/ch
 以上の場合には、0.641を固定値として用いること。
 - 1.1207×炉容量(単位 t/ch) ^ (-0.1734) 上記の算定式における「炉容量」は、炉ごとの粗鋼量を溶解回数 で除した値とする。
- 3 <u>板紙製造業(4A)のベンチマーク指標の固定値(δ)は、次の(1)から(6)までに掲げる製品に応じて、(1)から(6)まで</u>に定める数値を用いること。
 - <u>(1)ライナー</u> <u>5,709(単位 MJ/t)</u>
 - (2) 中しん紙 <u>4,841 (単位 MJ/t)</u>
 - (3) 白板紙 10,400 (単位 MJ/t)
 - (4) 黄板紙、色板紙、チップボール 9,987 (単位 MJ/t)
 - (5) その他の板紙 9,297 (単位 MJ/t)
 - <u>(6)その他の洋紙 22,914(単位 MJ/t)</u>
- 4 通常コンビニエンスストアを主として運営する事業 (7A) において占める、小型コンビニエンスストアの数又は小型コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計の割合が、当該事業の10%未満の場合には、当該事業のベンチマーク指標の算出の際に小型コンビニエンスストアに係る電気使用量及び売上高を含めること。
- 5 小型コンビニエンスストアを主として運営する事業 (7B) において占める、通常コンビニエンスストアの数又は通常コンビニエンスストアの数又は通常コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計の割合が、当該事業の10%未満の場合には、当該事業のベンチマーク指標の算出の際に通常コンビニエンスストアに係る電気使用量及び売上高を含めることができる
- 6 貸事務所業(12)の面積区分に応じて算出する値は、次の表の左欄に掲げる面積区分ごとの事業所におけるエネルギー使用量(特殊なエネルギー使用量を除く。)の合計を当該面積区分ごとの事業所の延床面積(特殊なエネルギー使用面積を除く。)の合計で除した

値を、同表の右欄に掲げる面積区分ごとの基準値で除した値とする

0

	<u>面積区分</u>	甘淮店		
<u>区分名</u>	<u>面積</u>	<u> </u>		
<u>I</u>	<u>1万㎡以下</u>	<u>870(単位 M.J/㎡)</u>		
<u>II</u>	1万㎡以上3万㎡未満	915 (単位 MJ/m²)		
<u>III</u>	<u>3万㎡以上</u>	1,063 (単位 MJ/m³)		

- 7 <u>貸事務所業(12)の特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積は、それぞれ次に掲げるものをいう。</u>
- (1)特殊なエネルギー使用量
 - (i) 当該事業を行う事業所におけるコンピュータやデータ通信の ための装置を設置及び運用することに特化した室(以下「デー タセンター」という。)のエネルギー使用量
 - (ii) 当該事業を行う事業所における統計法第2条第9項に規定す る統計基準である日本標準産業分類に掲げる中分類71学術・開 発研究機関に定める事業所又は研究所(以下「貸研究施設」と いう。) のエネルギー使用量
- (2) 特殊なエネルギー使用面積
- (i) 当該事業を行う事業所におけるデータセンターの面積
- (ii) 当該事業を行う事業所における貸研究施設の面積

備考 表中の [] の記載は注記である。

圣 三

この告示は、今和三年四月一日から施行する。